

広告パンフレット備え置き取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「泉佐野市印刷物等広告掲載要綱」(以下、「要綱」という。)の規定に準じ、泉佐野市庁舎内のパンフレット立てに、商品の販売又はサービス提供の広告宣伝を目的として頒布するパンフレット、リーフレット、カタログ等印刷物の類(以下、「広告パンフレット」という。)を備え置くことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告パンフレットの仕様及び種類)

第2条 備え置く広告パンフレットの仕様は、要綱第2条に定める基準に該当するものとし、市の指定するパンフレット立てに入るサイズで、他の広告パンフレットに影響を及ぼさないものとする。

(広告パンフレットの区画)

第3条 広告パンフレットの備え置き場所は、市が指定するパンフレット立ての区画とする。

(広告パンフレットの募集)

第4条 広告パンフレットの備え置きの募集は、毎年2月に次年度分を泉佐野市ホームページで広報し、備え置きの申込み受付を行う。また、年度途中で区画に空きが生じたときは、随時申込み受付を行う。

(備え置きの申込み)

第5条 広告パンフレットの備え置きをしようとする広告の取次広告代理店又は広告主(以下、「広告主等」という。)は、備え置く広告パンフレットの見本を添えて、泉佐野市広告パンフレットの備え置き申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(備え置きの決定等)

第6条 市長は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ、備え置きの可否を決定する。この場合において、年度当初に募集する広告パンフレットの申込件数がパンフレット立ての許容件数を超えたときは抽選とする。

2 前項の規定に基づき、備え置きの可否を決定したとき、広告主等へ泉佐野市広告パンフレット備え置き承諾可否決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(備え置き料の納付)

第7条 広告パンフレットの備え置きの決定を受けた広告主等は、当該広告パンフレットを備え置く前までに、別表に定める広告パンフレット備え置き料を一括納付しなければならない。

(備え置く期間)

第8条 広告パンフレットを備え置く期間は、別表に定める期間内で、備え置きを開始した日の属する年度の末日までを限度とする。

(広告パンフレットの変更)

第9条 広告主等は、備え置き期間中に、既設の広告パンフレットを変更しようとするときは、変更予定の広告パンフレットの見本を添えて、変更申込書(様式第3号)を提出しなければならない。但し、変更の承諾決定の通知を受けてからでなければ広告パンフレットを変更してはならない。

(権利義務等の譲渡等)

第10条 広告主等は、この承諾決定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

(備え置きの取消し)

第11条 市長は、次に掲げる場合は、広告パンフレットの備え置きの承諾決定を取消しすることができる。

- (1) 広告パンフレットを備え置くまでに広告パンフレットの備え置き料を納付しなかった場合
- (2) 広告パンフレットの内容が要綱第2条の基準を違反した場合
- (3) 広告主等が前条の規定に違反した場合
- (4) 市庁舎管理上の支障が生じた場合

(備え置き料の還付)

第12条 市長は、前条の承諾決定を取消したときは、納付されている備え置き料を期間に応じて還付することができる。

(広告主等の責任等)

第13条 広告パンフレットの補充は、広告主等において行うものとする。

2 広告パンフレットの内容に係るトラブルが発生したときは、広告主等の責任において処理するものとし、市は一切の責任を負わない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年1月30日から施行する。

別表

広告パンフレット備え置き料(1区画につき)

備え置き期間	備え置き料
1月以上3月未満	3,900 円／1 月
3月以上6月未満	3,600 円／1 月
6月以上1年未満	3,300 円／1 月
1年	3,000 円／1 月

備考：1区画は、A3版横を備え置くことができる大きさをいう。

1月は暦単位とし、1月に満たない月は1月とする。

泉佐野市広告パンフレット備え置き申込書

令和 年 月 日

泉佐野市長 様

申込者住所

申込者名称

代表者氏名

業種名

電話番号

担当者氏名

泉佐野市広告パンフレット備え置き取扱要領第5条の規定に基づき、下記のとおり申込みます。また、泉佐野市印刷物等広告掲載要綱第2条の基準を遵守し、違反した場合に備え置きの承諾決定を取り消されても不服はありません。

広告パンフレット仕様	高 mm × 幅 mm (材質:)	枚
備え置き希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	月
広告内容の概略		
備考		

※ 広告パンフレットの補充及び広告パンフレットの内容等に起因するトラブル処理等の自己管理を徹底することを了解のうえ、申込みます。

泉佐野市広告パンフレット備え置き承諾可否決定通知書

第 号

令和 年 月 日

様

泉佐野市長

印

令和 年 月 日付けで申込みのあった広告パンフレット備え置きについては、泉佐野市広告パンフレット備え置き取扱要領の規定に基づき、下記のとおり承諾[する・しない]ことに決定したので通知します。

広告パンフレット仕様	高 mm × 幅 mm (材質:)	枚
備え置き承諾期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	月
承諾する条件	1 備え置き料は、備え置き期間の開始までに納付すること。 2 広告パンフレットを変更する場合は、事前に市の承諾を得ること。 3 市庁舎管理上において支障があるときは、承諾の決定を取消しすることがあること。 4 広告パンフレットの内容等に関する全責任を負うこと。 5 承諾の決定を取消した場合において、市は損害賠償の責任を一切負わないこと。 6 この承諾決定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。	
承諾しない場合の理由		
備え置き料	円 ただし、 月分	
備考		

※ 問い合わせは、泉佐野市総務部総務課まで TEL:072-463-1212 (内線)

様式第3号(第9条関係)

泉佐野市広告パンフレット備え置き変更申込書

令和 年 月 日

泉佐野市長 様

申込者住所

申込者名称

代表者氏名

業種名

電話番号

担当者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で承諾決定通知のあった広告パンフレットの備え置きについて、泉佐野市広告パンフレット備え置き取扱要領第9条の規定に基づき、下記のとおり広告パンフレットの変更を申込みます。

広告パンフレット仕様	高 mm × 幅 mm (材質:)	枚
広告内容の概略		

<泉佐野市記入欄>

広告パンフレット変更 の承諾可否決定	承 諾	(受付)
	する <input type="checkbox"/>	
	しない <input type="checkbox"/>	